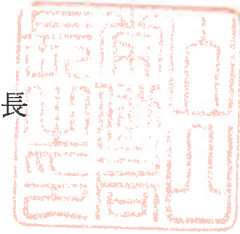




山口労発基 0218 第 2 号  
令和 3 年 2 月 18 日

一般社団法人 山口県労働基準協会 会長 殿

山口労働局長



緊急事態宣言の延長を踏まえた職場における新型コロナウイルス  
感染症への感染予防及び健康管理について（要請）

平素より、労働行政の推進に格別の御理解・御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、令和3年2月2日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく緊急事態宣言の延長が決定され、栃木県を除く10都道府県については、3月7日まで緊急事態宣言の実施期間が延長されたところです。

また、これに伴って改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」では、「職場への出勤等」の項目について、従来の取組に加え、「感染防止のための取組等を働きかけるため、特に留意すべき事項を提示し、事業者自らが当該事項の遵守状況を確認するよう促す。」などの事項が新たに示されたところです。

このような状況を踏まえ、厚生労働省では、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に当たって、事業場において特に留意すべき事項となる「取組の5つのポイント」について、あらゆる機会を捉え、管内の事業場に対して取組状況の確認を働きかけるとともに、労働局に下記のとおり「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」を新たに設置し、事業者や労働者の皆様から職場における感染防止対策の相談等への対応に万全を期すことといたしました。

つきましては、貴団体傘下の会員事業者に対し、「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」の設置について周知いただくとともに、別添のリーフレット「職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため～取組の5つのポイント～を確認しましょう！」も含めた関係資料 ([https://jsite.mhlw.go.jp/yamaguchi-roudoukyoku/news\\_topics/topics/2020\\_0420.html](https://jsite.mhlw.go.jp/yamaguchi-roudoukyoku/news_topics/topics/2020_0420.html) 参照) を活用した職場における新型コロナウイルス感染防止対策の徹底が図られるようお願い申し上げます。

記

「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」

山口労働局労働基準部健康安全課

電話 083-995-0373

受付時間 平日 8時30分～17時15分

添付

チェック表：職場における新型コロナウイルス感染症対策の実施状況を確認しましょう！



リーフレット：職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため  
～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

